

第4回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成23年11月11日(金) 午前9時50分～午後0時10分
- 2 場 所 平塚市役所 東附属庁舎2階 A会議室
- 3 出席委員 5名
磯崎初仁、中井祐、西村幸夫、水沼淑子、宮川理香
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者
まちづくり政策部長 秦野宏昭
まちづくり政策課
課長 小山田良弘
課長代理 井上徹
主査 木原友生
主任 菊池智子
主事 毛木美裕
改築推進室
室長 森達之
主査 野上正志
建築担当室長 吉野修平
室長代理 久保谷忍
主管 高橋祐志
主査 須藤大助
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員全員の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 なし
- 8 あいさつ
- 9 議事
 - (1)意見聴取
議案第5号「(仮称)平塚市屋外広告物条例(骨子)について」
議案第6号「景観重要樹木の指定について」
 - (2)報告事項
議案第2号「平塚市民病院整備事業について」(継続議案)

(会長)

おはようございます。今日は全員出席です。これから第4回平塚市景観審議会を開会したいと思います。この会議は市の情報公開条例に基づき、公開での審議となりますので、よろしくお願いいたします。今日の審議会の議事録署名人は、私と宮川委員です。また、傍聴者はいらっしゃいません。今日の議題ですが、特に決めることはなくて、皆さんからご意見をお伺いしたいということです。それでは最初の議題です。議案第5号「(仮称)平塚市屋外広告物条例(骨子)」、事務局より説明です。

(事務局)

それでは、議案第5号(仮称)平塚市屋外広告物条例について、ご説明いたします。まず、今回の市条例を作ることになった趣旨について、若干、冒頭説明させていただきます。本市は、景観行政団体といたしまして、平成20年度に景観条例、景観計画を策定し、良好な景観形成に努めてまいりました。中でも、景観を形成する大きな要素である屋外広告物につきましては、平成18年度に神奈川県から県条例の一部移譲を受けまして、許可事務や条例適合への指導を行って、まちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。しかしこの間、オール神奈川、神奈川県全域を対象とした条例では、平塚市の景観計画が求める地域の特性に合わないものもございました。例えば、景観重点区域の歴史軸は、用途地域でいいますと、近隣商業地域となっております。県条例では、一番緩い基準になってございます。また、実態にそぐわないものもあり、市民、事業者の方々から様々なご意見をいただいていたということでございます。さらに屋外広告物法は、屋外広告物の表示ですとか、掲出をする物件の設置及びこれらの維持について、景観行政団体である市町村は、必要な規制等を条例で定めることができるとしています。そこで、本市独自の条例を制定し、本市が求める良好な景観の形成に努めていきたいということでございます。これまで、庁内手続き等といたしまして、8月に庁議に諮りまして、さらに9月には、市議会の各会派に説明をし、そして、10月7日から11月7日までの1か月間、パブリックコメントを実施してきたところでございます。そこで、景観面でより良い条例内容とするために、本日専門的な見地からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは骨子の説明に入ります。お手元の資料の「(仮称)平塚市屋外広告物条例(骨子)」パブリックコメントと表紙に書いてございますが、そちらの資料とさらにカラーの手引きがございます。そちらの両方を使ってご説明をさせていただきます。

まず、神奈川県の屋外広告物条例についてご説明いたしますので、カラーのパンフレットをご覧ください。お話しする内容は、禁止地域や禁止物件、そして各地域の許可基準・種類に応じた許可基準・手数料の金額、適用の除外についてご説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。上段には屋外広告物条例とはということと、広告物には以下のような種類がありますということで図示をしております。このようなものはすべて屋外広告物となっております。その下段のところに書いてございますが、この赤文字で書いてある部分、まったく規制がなく自由に屋外広告物を掲出できる場所はありません。ということで平塚市内には何らかの規制があり、許可が必要となっているということでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。上段の部分が禁止地域となっているところでございまして、例えば、重要文化財の敷地や保安林ですとか、あるいは平塚市の場合には海岸沿いにあります第1種風致地区のようなもの、さらに墓地ですとか、河川区域、また、市街化調整区域等で小田原厚木道路ですとか新幹線からその両外側500mの地域などが禁止地域となっております。また、禁止物件としましては、下段の表にあるとおり、橋梁ですとか信号機、道路標識、石垣、電柱などが禁止物件になってございます。

続きまして、4ページと5ページをご覧ください。これは主に用途地域等をベースにした許可地域が定められておりまして、大きく5つの許可地域に分けられております。自然系許可地域から住居系許可地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域の5つでございます。例えばということでご説明いたしますと、右側の商業系許可地域を見ていただきますと、屋上広告物でございますと、面積は70㎡以内、壁面利用広告物ですと、30㎡以内、一番右側にあります広告塔や広告板につきましては30㎡以内というように基準が定められておりまして、商業系許可地域が一番緩い基準で、一番厳しい地域が、自然系の許可地域という段階になってございます。それぞれ調整区域ですとか用途地域ごとに許可地域が違うというものでございます。

その他としまして、6ページをご覧ください。図にありますとおり、電柱への巻き付け看板ですとか、あるいは真中にございます自動車やバス等への広告など様々な形で基準があるということでございます。

8ページにありますとおり、許可に当たりましては、許可申請が必要となっていて、申請許可手数料を払うことになってございます。通常多いのが、屋上広告ですとか壁面広告などがございまして、これらは5㎡を単位として、面積によって手数料が変わってくると、例えばですね、表の一番下から1つ上の、広告塔、広告板、アーケードの設置、および案内板の所を見ても、広告塔などですと照明がある場合に5㎡単位で2,400円、10㎡ですと4,800円というような形になります。照明なしですと、それが1,500円というような形で、手数料を算定することになります。

続きまして7ページをご覧ください。これは、規制を受けない広告物でございます。表の中で該当するものであれば、禁止規定や許可基準の適用の除外を受けることになりまして、許可申請が不要となるというものでございます。例えば、一番上の欄にあります、他法令の規定によるものや選挙運動、また、その下の段にあります、国や自治体の案内板などもこの規制を受けない広告物になります。さらに、中段のわりと広い枡のところをご覧ください。自己の氏名や営業の内容等を…、と書いたところがございまして、自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示するもの、とありまして、一番右側の欄に、表示面積の合計が10㎡以下と書いてございます。これらは、禁止規定も許可基準も適用除外となって、許可の手続きがいらぬ広告、例えば自分のお店の看板を出すときに、10㎡以内であるなら許可が要りませんというものでございます。

続きまして、一番下の所に書いてございますが、公共団体、公益法人で公益上必要と認めるものについても、許可の手続きはいらぬと、ただ手続きはいらぬだけであって、基準は守る必要があるというものでございます。

以上が県条例の説明でございます。

続きまして、市条例の骨子について説明をさせていただきます。もう一部の方をご覧ください。ここでは主に、県条例と市条例の違いについて、説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。制定の背景につきましては、先ほど冒頭で説明をした通りでございます。

2つ目の、条例制定に向けた、基本的な考え方でございますが、図にありますとおり、枠の左側の四角にあります、禁止地域や、禁止物件、許可の基準については、条例というよりは、具体的には規則で変更する内容となっております。その右側にございます、市で独自に定める内容としたしましては、景観計画との整合を図るために、特定区域を設定することといたしまして、現在では景観重点区域が3地区ございますので、その景観重点区域を特定区域とすることを想定してございます。さらに、違反する広告業者に対しては公表ですとか県知事への報告ができるように定めたものでございます。さらに一番右側の四角にある登録制度ですとか講習会につきましては、今後も引き続き神奈川県が行う事務ということでございます。

続きまして、2ページ以降の説明をいたします。骨子につきましては、基本は神奈川県条例が基本となっておりますので、すべての説明は省略させていただきますが、市条例の特徴のみ申し上げますと、2ページの4番、特定区域とございます。市長は、良好な景観を形成するため特に必要があると認める地域を特定区域として指定することができることを定めます。としております。

先ほども説明しましたとおり、ここが市条例としての特徴でございます。2点ございまして、もう1点は5ページの20番、公表等でございます。「市長は、違反に対する措置の命令を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨、氏名及び住所等を公表することができる。」と定めようとしています。また公表をしようとする場合は、命令を受けた者に対して意見陳述の機会を与えるものとすることや、また、「屋外広告物業者に対して行った措置について、神奈川県知事に報告することができることを定める。」としてございます。今、ご説明しました2点が県条例から市条例に変わる特徴としてございます。

もう1点、景観審議会の皆様に、大きく関係する部分としまして、7ページの29番をご覧ください。審議会への諮問という項目でございます。特定区域の指定ですとか禁止地域の設置ですとか、広告物の設置の基準を定めるときには、景観審議会の意見を聞かなければならない、ということにしたいと考えております。神奈川県では、屋外広告物審議会が設置されておりますが、本市では、屋外広告物行政を景観行政の中の一部ととらえておりますので、景観審議会にお諮りしていきたいと考えてございます。

続きまして9ページをご覧ください。県条例から変更を検討している事項でございます。上段(1)が規制緩和を検討している事項で、下段の(2)が規制強化を検討している事項でございます。

まず、規制緩和を検討している事項につきましては、4点ございます。まず(ア)といたしまして、適用除外の追加でございます。箱文字、切り文字は景観阻害要因となりにくいので、高さ等の制限を緩和するため適用除外を検討したい、ということでございます。これは、現在ですと、壁面に表示できる最高の高さは10m以下となっております。これですと、よくあるわりと高いビルの壁面の一番上にあるような、ビルの名前ですとか、工場の名前等のネームを出せない状況にございますが、これを表示できるように変更しようとするものでございます。

続きまして(イ)の広告物の最低面積の導入でございます。許可が必要な広告物を一定面積以上とすることを検討しておりまして、現在では、たとえ0.5㎡、わりと小さな物であっても、先ほど説明した規制を受けない広告物以外は、許可の対象となっているということでございますが、これを改めようとするものでございます。これによって、許可が必要な広告物が減りまして、申請者の負担を減らすことができると考えてございます。

続きまして(ウ)の工業系、沿道系、商業系許可地域における基準緩和でございます。壁面での広告を掲出する場合、場合によっては今よりも大きく掲出できるようにすることを検討してございます。県条例では、例えば先ほどの県条例のパンフレットをご覧くださいますと、5ページの中段にあります。沿道系許可地域ですが、例えば国道沿いに大きな商業施設の大きな壁面があった場合でも、この基準によりますと、30㎡以内でなければ掲出することが出来ないことになってございます。その辺を少し緩和しまして、たとえばですが、壁面全体の5分の1以内というような割合にすることによって、大きな建物には、それなりの看板を掲出出来ることを検討したいというものでございます。

続きまして(エ)の標識票の廃止でございます。標識票の貼付の廃止を検討するというところでございます。これは、現在許可した広告物には、約直径3cmのシールがございまして、そのシールを広告物の隅に貼っていただくようお願いをしているのですが、たとえば、ビルの上の屋上広告物ですとか、遠方にある場合には、ほとんど視認することが出来ません。そういった物件についてはすべて、我々事務局で台帳にて管理をしてございますので、特に貼る意味も、ということで、廃止をしようと考えているものでございます。

次に(2)の規制強化を検討している事項でございます。同じく4点ございます。まず(ア)の特定区域での基準の強化でございます。11ページから14ページをご覧ください。現在、平塚市の景観計画において、景観づくりを重点的に進める地域として、3つの景観重点区域を定めております。都市のシンボル軸、海へのシンボル軸、歴史軸でございます。それぞれの地域において、目指す景観が形成されるように、一部規制を強化したいということでございます。例えば、14ページをご

覧ください。歴史軸でございます。旧東海道本通りのところでございますが、基本方針としては、旧東海道にまつわる歴史の発掘と高麗山への眺望を生かしながら平塚宿の賑わいを再生した街並みの形成を目指していくという方針を持っております。現在、用途地域が近隣商業地域です。一番緩い基準になってございますので、こういうところにつきましては、屋上広告物の最高高さの規制や、あるいは一定の高さ以上に掲出される広告物の色彩基準などの規制をして、歴史軸で目指すまちづくりにつなげていきたいということでございます。同じように海へのシンボル軸と都市のシンボル軸についても、そのような事を考えていきたいということでございます。

9ページにお戻りください。二つ目(イ)の禁止区域の追加でございます。平塚市は大きく、新幹線から南側が市街化区域、新幹線から北側は調整区域、大きく分けますとそのような都市計画になってございます。その良好な田園風景の保全ですとか、平塚市内から見える富士山ですとか大山丹沢への眺望、高麗山への眺望等を保全するために、農振農用地や生産緑地を禁止地域に設定することを検討していきたいというものでございます。

続きまして3点目(ウ)の禁止物件の追加でございます。現在は両方とも指定がありませんが、景観重要建造物ですとか景観重要樹木が指定された場合には、その部分につきましては掲出の禁止を検討していきたいというものでございます。

続きまして(エ)の市街化調整区域の規制でございます。現在市街化調整区域の基準は、県条例でいきますと、2番目に厳しい基準となっております。一番厳しいのは自然系の許可地域ですが、市街化調整区域は現在、住居系許可地域ということで、用途地域でいきますと、第二種中高層住居専用地域ですとか、第一種住居地域と同じような基準になってございます。これを丘陵地の景観や田園景観の保全をする観点から、一番厳しい自然系の許可地域にすることを検討していきたいというものでございます。

10ページ以降につきましては、先ほど県条例の方でも説明いたしましたが、このカラーで色塗りされているものが、屋外広告物というものであるという説明ですとか、あるいは、11ページから14ページは先ほど説明しました、景観重点区域の資料でございます。さらに15ページからは、屋外広告物法で今回の条例に関する部分を抜粋したものが4ページほどございます。さらに19ページからは、神奈川県屋外広告物条例の全文を載せたものでございます。県の条例の許可基準が26ページ以降示されているというようなことになってございます。大変駆け足で説明して申し訳ございませんが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(会長)

皆さんのコメントをいただきたいと思います。ひとつ確認ですが、パブコメを集約したものは、今回の資料には、まだ出ていないのですね。

(事務局)

まだ、パブコメが11月7日に終わったばかりということ、あと今回市民へのパブコメの他に商工会議所、工業会連合会、商店街連合会ですとか、広告物に関連するような団体、7団体に個別に説明をしまして、そこについては11月末までに、ご意見をいただきたいということになっております。まだ全部は集計できておりませんので、今回は報告まではいたらなかったということでございます。

(会長)

その後の予定は大体決まっていますか。

(事務局)

今後の予定ですが、最終的には来年の12月議会に上程をしていきたいと思っています。その間は、今回骨子の段階で1回パブコメをさせていただき、ご意見をいただいて、年明けくらいに素

案を作って、さらに関係機関との調整ですとか審議会での意見の聴取をしまして、それが案として固まった段階で、罰則規定がございますので検察協議をしていきます。検察協議が、来年の夏を境に、大体6か月くらいかかるということですので、夏前位にある程度の案を固めて、検察協議をして、問題がなければ議会上程に諮ると、少し長丁場になってしまいますが、そのようなスケジュールになっております。

(会長)

はい、それは条例の本体ですが、最後の細かくご説明にあったようなのは規則できめるのですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

それはどうなりますか。

(事務局)

はい、それも同時に進めて参りたいと思っています。

(会長)

パブコメはやりますか。

(事務局)

考えていきたいと思っています。ただ基準についてどこまで細かくパブコメを行うかについては、別の条例とのバランスもございますので、これだけが規則だとか基準を全部パブコメにかけてしまうと、よその条例は、あくまで条例本体でしかパブコメにかけていないというのもありますので、そこは今後、庁内調整をさせていただきたいと思っております。

(会長)

あと、この審議会には、パブコメでどのような意見が出たかというのは、1回見るような事ができる機会がありますか。

(事務局)

今後、素案を作る段階で、パブコメとか、関係団体からのご意見をまとめて、市の見解も付けて、一度この審議会で、お示しをさせていただきたいと思っています。

(会長)

では、何度かここで議論する機会があるということですね。

(事務局)

はい、そうでございます。今回は、最初のまだやわらかい段階ということでご理解いただきたいと思います。

(会長)

ということですよ。それでは、どなたでも結構です。

(委員)

手続き的なことですが、この議案はこの審議会の審議事項ということになりますか。それとも参考に、関連するので意見を聞きたいということでしょうか。先程、会長さんから、決定するわけではないというお話がありましたが、議案にはなっておりますが、これの位置づけはどうなっていますか。

(事務局)

位置づけとしては、意見聴取です。

(会長)

これは、条例が制定されたら、この景観審議会に意見を聞かなければならないのですよね、条例ができるまではどこまで聞くと書いていないから、意見聴取という事ですね。

(委員)

その意見は合議体として決める必要はないのでしょうか。個々の委員の意見を聴取するというところでいいのか、それとも全体として支障がないとか、そういう決定をする必要がないのか、合議体として決定する必要がないのかどうか、いかがですか。

(事務局)

これまでも、意見聴取を様々、前回も前々回もやらせていただきましたが、できれば合議体として、まとめていただけるとありがたいと思っております。

(委員)

この審議会には、この条例ができたら、意見を聞くという位置づけをするということですが、景観条例の方では屋外広告物について審議するという事はなっていないと思います。そちらのほうの改正はするのでしょうか。私も県のように分けないで一体でいいのではないかと思うのですが、内容的には、条例上の位置づけを明確にした方がいいのではないかと思っております。

(事務局)

今、法規の部門と調整中ですが、屋外広告物条例の附則の部分に景観条例の改正事項を入れて、屋外広告物条例に関すること、を入れないといけないであろうと考えています。その見解について調整をしまして、景観審議会にそういう機能を持たすことで考えております。

(委員)

景観条例に景観の形成に関する事項について意見を述べる、とありますが、念のため屋外広告物も取り入れたほうが良いと思います。屋外広告物は安全性の確保も一応入りますよね。景観だけに尽きる目的ではありませんので、念のため入れておいたほうが良いかなと私も思います。ひとつ、われわれの所管事項だという認識が、条例制定後はできますので。

(会長)

関連ですけれども、県は県で屋外広告物条例に基づく審議会がありますよね。そこの関係はどうですか。

(事務局)

単独の条例になりますので、基本的には別々です。

(会長)

全く、こちらで判断できるということですね。一応、位置づけは明らかになったという感じですね。中身の方はどうかですけれどもね。

(委員)

全体的に市のほうで、県とは別にという方向は非常にいいと思いますし、景観審議会の中で屋外広告物も取り込んで審議をするということもいいと思います。その時に、だいたい広告というのは規制対象だから、基本的に悪という、こういう位置づけになっているのですが、本当はそうではなくて、江戸時代の街並みも、広告みたいな暖簾だとか屋号とか、なかったらまったくつまらない街並みだった可能性があるわけですね、ですからたとえば商業地域の低層部は、いろいろな広告で街並みが彩り豊かになるように誘導していく代わりに、もう少し田園地帯は規制していこうと、ですから市街化調整区域の規制を強化していくことは、私は大賛成で、その規制する部分とむしろ、生かしていく部分を、もう少しメリハリをはっきりさせるという風に考えていけば、県とは違う、市独自で条例を定めていくということの根拠として、非常に有効になるのではないかなと思いますので、そこら辺あわせて、規制緩和と強化をうまく使い分ける作戦が必要かなというのが1点です。それから第2点は、神奈川県条例の、こちらの7ページに、真中から下に自己の店舗、営業所、事業所やその他敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものと、この概念に、たとえば建築のファサードにアクセントカラーをぼんと入れるとかですね、これがこの概念に含まれるかどうか、というあたりはどういう風に解釈されますか、やはり程度問題ということになるのでしょうか。

(事務局)

色ですか。

(会長)

色です、コーポレートカラー。

(事務局)

色だけの場合には、広告物には当たらないという見解が出ております。ですからコンビニでありますと色は入っていますが、字であるとか、店が確実にわかるようなマークとかが入っている所だけが広告、ということで現在は扱っています。

(委員)

文字情報がないと、もしくはマークみたいなサインがないと、色そのものはサインには当たらないと、こういう解釈をとるのが普通ですか。

(会長)

コンビニは長いけれども、ここだけなのですか、色がついているところは違うのですか。

(委員)

つまりですね、規制緩和の中で建築物の壁面を利用する広告物において、その壁面の面積に対する割合に緩和したいという話があったのですが、それと景観計画の中にアクセントカラーは何分の1とかいう規制ありますよね。あれも辻褄を合わせる必要があるかないか、というのは議論かな、と思ったのでご質問したのですが。

(事務局)

その辺につきまして、先ほど例としてご説明させていただきましたが、建築物のアクセントカラーについては、色彩の基準を設けておりますが、5分の1までという規定をしております。広告物もそれに準じた形かなという、今、まだその段階です。

(委員)

広告物のカラーにも景観計画に基づく色彩ガイドラインの基準は適用されますか。

(事務局)

されません。

(委員)

とすると、景観計画での色彩基準というのは骨抜きになりませんか。5分の1と5分の1と。たとえば、ファザードの5分の1は広告物、これはもう自由にやっていますか。あともうひとつ、景観計画の色彩ガイドライン上、外壁面積の5分の1が、アクセントカラーを使える。それをたとえばコーポレートカラーみたいなのに組み合わせると、すると、ファサード全体の5分の2は広告に使えということになりますか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

たとえば、かなり大きな看板を作りますと、その周りをコーポレートカラーに似た色で縁取ります、ということになると半分弱が自由になると、そういうことですね。つまり宣伝に使えということですね。

(事務局)

それが現在も懸念事項でして、実際今30㎡までいいわけですが、30㎡は広告で、隣にコーポレートカラーを5分の1で使ってくるものがあります。それを申請では、ここは広告です、こちらは景観上可能な壁の色を5分の1塗っただけです、と言われると、私たちも、だめとは言えない状況です。ですから、委員がおっしゃられたような、5分の2までが、申請によっては広告になりえます。

(委員)

つまり、一番やはり懸念するのは、建築物のファサードそのものを広告物にするという抜け道です。それがデザインだと言われたら、反論できないわけですから、広告じゃありませんよと。これをどう考えるかというのが悩ましいなと思いつつお聞きしていたのです。

(委員)

それに関連したのが、ここでは窓面を屋外広告物の対象にできないですが、窓面の内側は相当抜け道です。塾系のところは大体そこに順番だとか学院とか大きく出していて、それを全体で見ると、ほとんどの面が広告になっている事例があるので、この辺はやはりどこも難しいところだとは思いますが。窓面の屋内なので、規制の対象にはならないですが、景観と言う観点で見ると相当、阻害要因になっているかなという気がするので、屋内のものというのは難しいのでしょうかね。

(会長)

窓面を規制するというのもあるのではないかな。

(事務局)

そうですね、平塚でも、このような事例があります。

(会長)

今のところ、それは屋内広告物、屋内だから駄目なのですか。

(委員)

そうですね。

(事務局)

大体、塾がそうですね。

(委員)

塾、多いですね。

(事務局)

京都市が特定屋内広告物と定めて規制をやっております。

(会長)

別条例ですか。

(事務局)

法律上はあくまで、屋外広告物法ですので。

(会長)

これは全部平塚の中にあるのですね。これはひどいね。これが規制できないのであれば、まったく何をやっていいのかわからない感じですね。

(事務局)

これはまったく規制の対象外ですね。

(委員)

これも条例の対象にしたらどうですか。屋内も。横出し条例ですね。対象を横出しして拡大して。

(事務局)

法律上は問題ありませんか。

(委員)

委任された分じゃなくて独自条例ですと。独立した条例と複合した条例ということで。名前が気になるなら屋外広告物等規制条例でもいいし、定義の中に屋外広告物とは屋外に向けた広告物だ、と言う定義に変えてしまうという事も、ありうると思うのですが。確かに実際、同じような役割を果たしますので、景観への影響も及ぶと考えられる。

(委員)

大きいですね。

(会長)

横出しの部分で、その部分だけ自主条例部分にすると、そのように考えればいいのではないかと思います。

(委員)

定義に屋内広告物と特定屋内広告物、先ほどのものを入れてもいいと思いますね。

(会長)

実際大変だけれど、確かにやりがいがありそうですね。

(事務局)

少しいろいろ手法ができるか、庁内で法令担当とも相談しながら、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

それから先ほどの、5分の1というのはどうですか。理屈から考えたら5分の1はアクセントカラーで、そこに広告が出るのだったら、広告もアクセントカラーの一部だと、両方別の物というふうにするのは、いくらなんでも、5分の2までって言うのは、やり過ぎの気がしますけどね。色が出ている事には変わらないのだから。

(事務局)

方向としてはまだ、今、いただいた意見なので、思い付きのようにはなってしまいますが、景観条例の方のアクセントカラーの中に、広告物の色も、というような表現方法があるのかなとは思いません。

(会長)

ですから、ひょっとしたら景観計画の方を変えないといかないのかもしれないですが、5分の1がせつかくあって、こっちも5分の1を使うのであれば、5分の1の根拠はアクセントカラーの5分の1なので、アクセントカラーの中で工夫してください、ということがうまく言えば、矛盾はないと思いますよね、比率であるとかね。

(事務局)

直近の例ですと、線路沿いに遊戯施設ができて、いろいろと住民ともめた物件があります。そこはほとんど白い建物に赤い大きな帯がありまして、それとは別に遊技場のやはり赤系の看板があります。全体としては5分の1を超えてしまっていて、そのような例はありますね。

(委員)

これもやはり一般論というか、本当はパッションに応じた議論で、商店街のようなところで、グラウンドフロアレベルのところではファサードが5分の1、カラフルになったところで全然かまわないわけです。一方で、もともと工業系だった所に、ショッピングセンターみたいなものが建って、長大な壁面の5分の2に洋服の何とかみみたいなものが、ぽんと出てくると、これは勘弁してくれよと言う話になるわけですから、そこはやはり、地域に応じた使い分けができる余地を、きちんと条例の中に仕込んでおくというのが、大事なかなという気がします。つまり、屋外広告物も、景観計画で扱うところの建築のファサードと同じだ、というその法的な解釈といえいいのですか、辻褄を合わせるのが、もし大変であるとするならば、その地域に応じて、というあたりで、少しバッファーをきちんと用意しておくといいのじゃないかな。対応する選択肢を用意しておく、というのが、ひとつの方法かなという気がします。

(会長)

それと後、今、お話伺っていると、全体を使って、ものすごく大きなものを出そうという圧力が結構強いのであれば、ここで規制緩和をして、逃げ道をわざわざ出してあげる必要もないのかなと、どうですか。全体として抑制しないと、全体ぎりぎり使うというのはね、上限までスイッチを使って頑

張りたいみたいなのが、傾向としてあるのではないかな。抑制的にやった方がいいのではないかな。

(事務局)

最近の例でいきますと、先ほどの遊技場もそうですが、国道129号沿いに、かなり大きな、今おっしゃった様な、工場の跡地に大規模な商業施設ができています。違反なので指導はしているのですが、なかなか改善がなされないです。電機大手チェーン店もそうなのですが、黄色と緑の三角の屋根みたいなのとか、もう違反だらけなのですね。基準に合っていないのがあって、でもそれは、ある意味、国道沿いの賑やかさを創出するという一面では街並みとして、マッチしてなくもないのかな、という考え方もあるように思います。建物としては、わりと落ち着いた色で、ただ広告物だけが30㎡では、とてもPRできないので、少し大きくしてしまっている、という例があるので、そういうところは、何とか実態にあった形にしていきたいなと思っています。ただそれと、先ほどのファサードの5分の1とは、また別の次元だと思しますので、その辺は今、委員がおっしゃられたように、地域に応じて、きめ細かな指導、基準が必要かなと思います。

(会長)

沿道型の屋外広告物みたいなのを抑えておかないと、そのロードサイドショップみたいなのが、ちゃんと抑えられるような、そういう条例でもあるということですね。

(事務局)

はい、そうですね。

(会長)

今は、地区を3つ決めているのが、景観上重要な所という戦略で来ていて、交通量が多くて、ロードサイドショップとか安い所とかね、先ほど出てきたような量販店が出て来るのをなんとかコントロールする、というような趣旨ではないですよ。こういう意味でいうと、もう少しそういう大きな幹線で、そういう所に別の条例というのはあり得るのではないですか。

(事務局)

たまたまなのですが、国道1号も129号も、街路樹が、かなり大きなのがありますので、車で走っていると、大きな看板がそんなに目には入ってこないですね。

(会長)

後、もうひとつ、今おっしゃった、違反というのは、これはほとんど無届けですか。

(事務局)

無届けが多いです。

(会長)

だから条例を決めても、大半が無届けで、特にマンパワー的に、全然対応できないようなことになると、それが問題ですよ。

(事務局)

その辺も庁内の調整会議の中で意見が出ていまして、スケジュールどおりにいきますと、来年の12月に条例を制定して、再来年の7月1日に、周知期間を経て施行していきます。その時にあわせて人員の増加をして、監視をしたり、あるいは出向いて指導したり、ということをしていきたい、いけば強化をしていきたいと考えております。

(会長)

そこのところも、もう少し何かできないですかね。たとえば、民間の確認システムみたいにアウトソーシングして、民間でチェックしてもらおうとか、少なくとも無届けかどうかとかいうのを、パトロールしてもらって、できるところまでは管理をやってもらおうとかですね。そういうことできないですかね。

(事務局)

そうですね。ひとつ今年の10月から、県条例で、屋外広告物の業者さんは、登録制度になりました。ですので、市条例で、市内で違反をしていた場合には、県知事に報告することができると規定すれば、そういう業者は登録からはずさせて、今後営業できないようにするとか、そういうことが可能になると思います。そういうところを看板業者がきちりと守っていただかないと、なかなか普及できないと思いますね。その辺は、ちょっと期待しているところです。

(会長)

ある種、抑制強化ですよ。それとマンパワーやフルタイムであられる人は、どういう人ですか。

(事務局)

今、想定しているのは、再任用の方です。

(会長)

再任用の方ですね。そこのところ、もう少し民間の力が活用できないですかね。管理業務とかね。

(事務局)

はい。

(委員)

私もその実行性確保を後ほど言いたかったのですが、今どういう事をやっておられますか、違反に対して。県条例で扱った時も大きな問題で、まじめにやっている人ほど、非常に規制を受けて、手数料もけっこう取られて大変なのに、違反については、ほとんど県も指導していないという事はしばしば問題になって、市町村の方がよりやりやすいだろうと、もう少しきめ細かな対応ができるだろうという話があって、事務委譲も、わりと進んだと思うのですが、市のほうで、現状としてはどのようなことをやっておられるのでしょうか。

(事務局)

現状としましては、実態調査を18年、19年、20年と3か年かけて全域調査をいたしました。それで申請があがっているかもチェックをいたしまして、申請がされていないものについては、申請促進の通知を年に一回ですが、働きかけをしております。それと、基準に違反しているものについては、是正をお願いします、というような通知文書を市長名で送っております。少しは反応がありますが、基本的には無視されるというのが多くあります。後はいろいろな所から情報として、こんな看板がここにできたというのがあれば、現地に行って確認をして、是正するような指導を行っております。

(委員)

命令は出してないのですか。

(事務局)

命令は一件も出してないですね。

(委員)

処分も、私は必要な場合やるべきではないかなと思います。後、人員、先生がおっしゃったみたいな人員の確保と、後はよく違法駐車とかであります。屋外広告物指導協力員みたいな登録制度を作って、登録していただいて、ボランティアなのか、ある程度の報酬をお支払いするのか、そういう仕組みを作ってもいいのではないかなと思うのですが。それを条例で一項目置いておいて、協力員の登録、あるいは委嘱について、市長が委嘱するという形でやって、その権限等も定めておけば、たとえば商店街の方、自分たちは守っているのに新しくやる方々に問題がある、けどもそういう権限がない方々に、協力員ということで位置付けさえあれば、うちのこの通りは、我々でやりますよ、ということが可能になってくるのではないかなと思うのですが。そのことも考えられるといいのかなと思います。

(委員)

罰則の話もありますが、許可申請手数料というのは基本的に、県条例のものがそのままですか。これは面積に応じて高くなるという感じになりますか。

(事務局)

基本は多いのがそうですね。

(委員)

安いなと思ったのですが、すみません。

(会長)

このお金はどこに入りますか。

(事務局)

市です。市の手数料条例で定めております。これにつきましては、いろいろな事業者様から5㎡と10㎡、何で手数料が違うのか、というような意見があります。実際に許可申請が出て、書類を審査して、チェックをして決裁をまわして、許可をとる作業には、5㎡だろうと20㎡だろうと変わらないだろうと、時間的には。その辺は言われていまして、他市でも、もう面積規定はやめて、一回の申請に対していくら、というように実際どれくらいの人工がかかるのかというのを参考に積算しているところもございますので、そんなことも今回検討していきたいと思っています。

(委員)

それはどうでしょうかね。小さいのを出しても、大きいのを出しても同じ手数料だったら、少しでも目立つ広告効果の大きいものを作る気がしませんか。わかりませんがね。

(事務局)

許可基準はあくまで面積いくら、何㎡までというのにします。その中であれば最大で作ろうとする。最大で作っても、小さくてもいいというように見ますので。

(会長)

今、神奈川県ではこういうふうな面積でわけていますね。その理屈と言うのは、やはり大きな表面積は、大きな宣伝効果があるから宣伝効果に応じて、パブリックな空間のある種、自分たちの宣伝に使うわけだから、それに対して手数料をチャージしようということで、ある程度比例させているということですか。

(事務局)

そうですね、実際に事務をする時間等を計算して、申請の手数料ということで出したと聞いていますが、実際にはその中に、今おっしゃったように、金額に差をつけることによって一定の誘導性を持たせる、というようなことを聞いています。そうすると申請にかかった時間で、手数料出していますよという事との整合性がやはり図れてないです。両方やっているというのが、県の状況なので、うまい説明は聞いたことがないですね。

(会長)

少なくとも人工で計っているわけではないですね。人工だったら、何でも同じですものね。そういうのを、ある種、空間が普通に見えているのが、自分たちの宣伝で公共性に少し入り込むわけですね、それに対してなんとかチャージをしようみたいな理屈を作っているわけで、そういうのが論理としてはあり得る。

(委員)

ただ、手数料ということであると、受益の程度というものが当然ありますので、どれだか利益を受けるかということを加味するというのが、違法かといわれると、私はあり得るのではないかなと思うのがひとつ。会長がおっしゃるように空間使用料みたいなものを念頭に置けば、もっと違うのでしょうか。

(委員)

屋外広告物税みたいなものですか。

(委員)

そうですね、一種の税ですね。その中で誘導していく事は大いに考えられると思うのですが、手数料ということの枠は確かにあるかなと思います。したがって例えば、異常に過大に大きい物については段々と、比例ではなくて、一定の規模を超えたら、さらに高くして、なるべく誘導するという、なるべく大きな物を設置させないとか。税であれば、そういう様々な政策目的というのを入れていると思いますよね。手数料という枠が少し超えられないかもしれませんがね。手数料というのは、法律に根拠はありますか。

(事務局)

今は基本的には地方分権になっていますので、昔は法律に手数料がありました。平塚市も屋外広告物条例でとっているのではなくて、手数料条例という形でとっております。

(会長)

法律には、何も手数料については書いてないというわけですか。

(事務局)

元はあったかもしれませんが、なくなっております。

(委員)

検討してみてもいいかもしれませんがね。手数料のあり方、政策的目的を加味、勘案できないか。今でも、例えば、のぼり旗一本でも百円の手数料で済むかというと済んでいないのではないかと思うので、逆に言うと手間に比例した手数料になっていないのではないかと、小さいものについてもですね。

(事務局)

申請があれば全部同じ手間がかかります。のぼり旗一本であろうと、大きな広告物であろうと。

(会長)

手間のベース、手間の部分と、それに少しこうした政策的といいますかね、受益者負担みたいな部分と組み合わせる、理屈としてできればね。そうしたら、のぼり旗だって手間としては、最低限の手間がかかりますから、そこから少しずつ負担分が増えるとかそういう理屈をうまくつけられればいいのではないのでしょうかね。

(委員)

広告物税をとっている自治体はないですか。聞いたことないですか。思い切ってやるとすると、そのくらいやれば、法定外に目的税として、総務大臣に協議しないといけないと思いますが。空間を使用するには、そこから利益を得るのだから、一定の負担をとる、空間というのは、私的なものではなくて、公的なものであるという持論を立ててですね。後は政策目的に誘導していきたい、ということがいえるかなと思いますが。まあ少し大きな話になりましたが。

(委員)

また、少し細かいこと、個別のことで、よろしいでしょうか。9ページの今後の検討事項ですが、規制緩和のまず(イ)です。規模が小さいものについては、適用除外にするということですが、県条例で、今対象にしているのであれば、よりきめ細かな、まちづくりを使命とする市においては、別に適用除外にあえてする必要はないのではないかということ。それと、確かに0.5㎡でも申請が必要になっているという例を出されましたが、その0.5㎡をたくさんつけるという可能性はないのだろうか、看板を分割して、大きな看板と同じような効果を持たせるといふ脱法行為は考えられないだろうかと思うのですが。

(事務局)

基本的には、それが離れていても、一体の広告物と見られる場合には、一体の面積で扱って、許可をするという形をとっています。

(委員)

県条例よりはゆるやかにすると言っていませんでしたか。

(事務局)

現在、把握しているだけですが、40数パーセントしか申請・許可をしていないのが現状です。できれば申請・許可率を高めたいというのがあります。しかし、できる限度が、人員もありますし、なるべく払った人と払わなかった人と、先ほどもありましたが不公平、それを是正したいという目的もございます。そこで、わりとどこでもあるような、例えば〇〇不動産で月極駐車場と書いてある看板、あれも1㎡を超えると、対象になってしまうのですが、そのような日常生活において表示するのは当たり前、というようなところについては、許可申請をしなくても適用除外にしてもいいのではないかと考えています。

(会長)

ある面積までにおいてですか。

(事務局)

すべていいというものではなくて、1㎡の所を例えば倍の2㎡にするとか、一般的にあるというような細かいものは適用除外にして、目立つものとか大きいものだけを対象にして、そこをより厳しく指導を徹底していきたい、というような考えを持っております。全部ができれば一番いいのですが、と

にかく事務量には限りがございますので。一番、議会でも言われているのは、不公平があります。正直者が馬鹿をみるというような言い方をされていますので。

(委員)

よろしいですか、最後のご意見に対して、こことここが規制、ここが許可対象外の面積で、一体であると見なされる場合は、規制対象になるみたいなお話でした。屋外広告物の場合は広告主とその広告主に場所を貸している地主と、いろいろ入り乱れていますよね。こっちに塾の広告が出て、こっちになにか広告が出て、とかこうなったら規制対象外なのかと言うと、それはおかしなことになると思うのです。ですから、なにかその個々の広告の面積だけではなくて、その全体といえますかね、総量といえますかね、袖看板も、ペントハウスも壁面につくものも含めた、ひとつの建築物に出てくる、総量に対する何か考え方と言うのがあったほうがいいのか、という気がいたします。

(事務局)

壁面については、例えばひとつのビルの中に、いろいろな事業所が入っていて、それぞれが出す場合には、一壁面について何㎡以内というのが基準になっていますので、総量としての規制はされていると思います。

(委員)

ただ、そのようにペントハウス建てて、某金融とかに貸すわけですよね、それで収入を得る、というようになっているので、とにかく地権者とか、ビルの所有者が広告を出すだけではないという事態を想定したコントロールが必要かなと思います。それを考えずに、ただ緩和だけをしてしまうと、いくらでも抜か道ができるということになりかねないかなと。

(事務局)

実際には、テナントがたくさんひとつのビルに入っていて、そのときの指導として、総量でお願いしているので、もう出ているからできません、というような指導をすると、新規で出す場合には、必ず取りまとめの人がいますので、お願いはしています。ただ、実際には先に立てると、もう立てられないのですかということになって、黙って結局立てたりするということが、今、県内では問題になっています。それを受けて、小田原市では、設置者ごとにこの基準を適用する、というのを明確にしました。逆にもう担当者がまったくタッチできないです。結局テナントに一軒一軒にいても、向うがやるのだったら俺もやるという話になってしまって、結局逆に規制ができなくなってしまったので、小田原市は明確に設置者ごとにこの基準を適用するとなっています、例えば30㎡の規制としたり、うちも30㎡出せるし、うちも30㎡出せる、可能性として、全部の壁が埋まる可能性はある、というような状況もあります。

(会長)

それは、ずいぶんゆるやかな自治体ですね。

(事務局)

地区によってはそうです。まったくいうことを聞いてくれない、というのではないですが、実際には最終的に命令だとか、そういうものを合わせないといけないと思います。今でもそういった問題は担当者間では感じております。最初にやった人が勝ってしまいます。

(事務局)

後からやる人はもう出せなくなってしまう。それと、それを承知で出してしまう、というのが一般的なやり方です。その辺の総量としての組み合わせ、それと後個々の、小田原市の例と総量の規制、みたいな考え方もあるのかなと思います。

(会長)

そうですね、個々もチェックして、しかし総量も見る。

(委員)

ひとつ質問、今回も大規模ショッピングセンターに対するそのやり方と、街中の雑居ビルみたいなものに対するやり方というのは、やっぱり違うのでしょうか。基本的には。

(事務局)

その辺ですかね、考え方は。

(委員)

ひとつのルールで、統一的に対応しようとする、と、どっちか、どっちにもつかずみたいなことになるかも知れません。平塚市さんがどうお考えになるかわかりませんが、正直言って、雑居ビルも、看板が多少出てきたところで、体制に大局に影響はないと、いう考え方もありますよね。

(事務局)

駅前とかですよ。

(委員)

そうです。先ほど申し上げたように、出来るだけその低層部の魅力を高めるかたちに誘導していく、ですから低層部に関しては、むしろ緩和をしても別にかまわないじゃないかという考え方もあります。一方で条例全体のつくりとしては、郊外のショッピングセンターがいいようにドーンとやることを抑えるための設計をしておくという考え方がひとつあると思います。

(会長)

雑居ビルがあるようなところは限られるでしょうね。

(事務局)

主には駅前から少し入った所ですね。

(会長)

そういうところはメインの街角ではないと。

(事務局)

中心商店街ということもありますしね。

(委員)

本当に大事なところは、先ほどおっしゃっていた景観計画上のシンボルロードとか、そういう所で抑える、それが妥当かなという気がしますね。

(事務局)

その辺のメリハリをつけるということですね。

(委員)

ひとつよろしいですか。規制緩和の検討項目の、(エ)のところ、標識票の廃止です。これは小さな物なので、ビルの上とかはあまり見えないし、市の台帳で管理しているのを見れば、確認できる

のでということでしたが、やっぱりあった方がいいと思います。今やっておられるのであれば、掲示する方はきちんと許可をとっているのだと、胸が張れる部分があると思います。先ほどの協力員みたいな人を、もし考えるのだとすると、第三者も、ビルの上は確認できないと思いますが、低層部にあるものについては確認できますので、やめる必要はないのではないかという気がしますが、どうでしょうかね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

実際には手間になっているのでしょ。

(事務局)

はい、実際には交付をしても実際貼ってあるのをほとんど見たことがない、貼られない状況です。

(委員)

表示を邪魔してしまうからですか。

(事務局)

私たちが通常に見られるところの看板というのは、低いところにあります。そういうものには、平面の物であれば、その広告自体の一部に貼るような形にもなります。後、屋上を見に行ったら、許可していない看板に貼ってあったりします。

(委員)

市が渡されるわけですよ。

(事務局)

市は、この看板に許可を出したのに、それと一体になっている、許可したものでない所に貼ってあるような状況もありますので、なかなか、それが役に立っていません。

(委員)

貼るのは義務ですよ。

(事務局)

はい、義務です。

(委員)

罰則はありますか。

(事務局)

貼布に対して罰則というのは。

(委員)

料料かなにかの対象にしてもいいかな、と思いますが、そういうのは。罰則はないのです。

(事務局)

ひどい話ですが、この間、県の会議に出てきました、県の担当者の方が、実際に指導の担当者

の方で、「実際に張ってあるのを見たことありますか」と手を挙げさせたところ、50人の会議で2人でした。

(会長)

見たことないのですか。

(事務局)

見たことない状況です。

(委員)

貼ってあるのを、たまたま見つけた人は、こういうのは許可が必要だと、許可制度があるということ忠告する。

(事務局)

PR効果になりますからね。

(事務局)

徹底させないといけないです。

(委員)

そうですね。貼ってなければ、許可取り消すぞって感じていけば、許可の条件ですよと、そう言えば、貼られるのではないかと思います。

(事務局)

窓口では、そのようにお願いはしていますが、実態はなかなか、受け取って、どこかにしまい込むというパターン。シールを作るのにも、予算がありますし。

(委員)

それは手数料の中に、もちろん含まれていますよね。

(委員)

すぐという話ではないですが、人間が認識するというより、今、いろいろなGISシステムみたいなものとかあるので、それを活用できるような仕組みが将来できるといいですね。手数料の収入などは、そのシステムの維持に例えばあてるとかですね、そうすると、認識をして、無くなったら、すぐコンピュータ上でわかりますし。

(会長)

全体として、あまり守られていないという所が、どうにかなりませんか。

(事務局)

そうです、そこですね。

(会長)

全体が守れるように、していかなければいけないというのがありますからね。しかし、確かにいろいろな人の意識を上げるためには、こういうのを徹底してやるとそれなりの効果はあるみたいですね。

(事務局)

すいません、貼っていない場合は、現行の神奈川県条例では、10万円以下の罰金です。

(会長)

10万円。結構、重いじゃないですか。収入がないからやってもらったらいいですね。

(委員)

よろしいですか。そのパトロールのような事のためにも、市民の力をなるべく活用できるといいと思います。けれどすごく複雑ですよね。この広告に関する規制は、すぐにはこれがいいのか悪いのかというのが、わかりにくいですね。景観サポーターみたいなものをなるべく市民の中に育成して、その人たちは結構、広告物に関しても理解していて、おかしい、シールがないというのを発見するとか、そういう人の育成みたいなものも、大事なのかなという気がします。この後の景観樹木の話でもそうですが、平塚はそういう市民が少ないかなという感じがします。これからは時間をたくさん持っている人もいて、平塚がどういうまちになったらいいのかということ、皆さん少しずつ、熱心に考えられるようになるので、そういう方たちを中心に、景観の目利きみたいな人を育てられるといいかなという気がします。

(会長)

そうですね、他の関東のどこかでやっていましたが、青少年を守る感じのPTAのグループがあって、違法のチラシとか、年間一回位、パトロールみたいな事をやる。すると青少年の健全育成団体が組織化されるのですね、その市町村で。そこと上手く、違法看板の話に合わせて、パトロールすると結構効果があるという話ですね。

(事務局)

平塚でも年に一回、MKOと言う、「まち、きらめき、応援隊」を組織してまして、自治会ですとか、議員さんですとか、行政も入って、特に繁華街を中心に、違法のステッカーですとか、そういうものはがしたり、看板を取ったりする活動はしています。

(会長)

そういう地区の活動と一緒に、年に一回、チェックをするのをイベントにするとか。その時に台帳と照らし合わせてやるとかいかがですか。

(事務局)

その時には屋外広告物というよりも捨て看板ですとか、ステッカー類ですね。それにプラスするという話ですよね。

(委員)

「張り紙禁止」という張り紙が、景観を壊しているから、やはり信頼されないわけですね。

(会長)

いろいろご意見があって、だいぶ時間が過ぎましたね。いろいろ課題があるということですね。

(事務局)

今日はまとめというわけではなくて、いろいろご意見いただきたいということですので。ありがとうございます。

(会長)

次は「景観重要樹木の指定」についてということですね。

(事務局)

それでは「景観重要樹木の指定」についての冊子を元に説明させていただきます。目次にありますとおり、大きく1～5までございます。この説明をさせていただきます。そのあとで、特に4番の管理と、5番の候補樹木につきまして、御意見をいただければと思っております。

まず、1ページの1番の「制度概要」でございますが、景観重要樹木の制度主旨は、良好な景観の形成に寄与する樹木を景観重要樹木に指定する事で、伐採や移植を制限し、地域全体の景観が損なわれることを防ぐこととなっております。他都市の状況ですが、10月1日現在で、24の市、区、町で約400本が指定されております。県内に限りますと、横浜市、横須賀市、茅ヶ崎市、その3市で合計220本が指定されておまして、全国400本のうち、神奈川県で220本になってございます。ちなみに、横浜市の、日本大通りのイチョウ並木65本、横須賀市で、小・中学校14校の校庭にある樹木、桜等ですが、計151本、あとは茅ヶ崎市で、2つの神社と、小学校と、街路樹1本の計4本の指定がされております。先ほども言いました様に、全国400本のうち、県内3市で過半を占めている状況ですが、横浜市の並木道ですとか、横須賀市の小・中学校の樹木のように、ある程度まとまった木々を指定することによって神奈川県が少し多いということですが、全国的にはだいたい市内全体で1～5本程度の指定状況というのが一般的でございます。

続きまして、(3)の保全樹と文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物との相違について説明いたします。表にありますとおりそれぞれ制度主旨が若干異なっております。行為制限の強さですとか、罰則規定等からみますと、保全樹と天然記念物との中間に景観重要樹木が位置づけられるというようなことが言えると思います。景観重要樹木に指定された樹木は、通常管理、軽易行為、応急処置を除き、伐採・移植等の現状に変更を加える行為に対しては、景観行政団体の許可が必要となっております。また、管理に対する改善命令や勧告といった制度が設けられておまして、さらには原状回復命令や、違反に対する罰金等も規定されておるということでございます。保全樹が樹木そのものの価値に重点を置くのに対しまして、景観重要樹木は樹木のみならず、その樹木により特色づけられる周辺景観の価値に重点を置いているという違いがあります。制限等を比較すると、保全樹より景観重要樹木の方がより厳しいものとなっているというものでございます。なお、保全樹を景観重要樹木に指定する際は、本市の「緑化条例」の趣旨から保全樹の指定を解除する必要がございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。指定に向けた方向性でございます。平塚市景観計画におきまして、市全域で進める景観づくりとしまして、景観重要樹木の指定を掲げていることから、昨年度より課内で検討を行ってまいりました。景観行政団体となって6年、さらに景観計画の策定から3年が経過いたしまして、都市景観に対する市民意識も徐々にですが高まってきていると、そういった背景のもとに、今年度中に景観重要樹木を指定していこうということになったものでございます。今年度につきましては、まず公共施設内の樹木を先導的に指定したいと考えておまして、来年度以降に民地等の樹木についても指定をしていきたいと考えております。まずは行政主導で公共施設内の樹木を中心に指定して、来年度以降の民地内の樹木の指定のきっかけとしたいという考えでございます。

つづきまして、大きな3番の「指定方針・基準」でございます。指定の方針・基準については、景観法施行規則と本市の景観計画によって、定まっております。お手元の資料では、簡単な図、フローに整理してございます。まず上段の道路その他公共の場所から容易に見ることができる、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であること、の両方に該当することが必要となっております。そのうえで、地域のシンボリックな存在である、あるいは周辺地域の景観を特徴づけ、市民に親しまれている樹木である等のどちらかに該当すると、景観重要樹木に指定することができる、となっております。また、保全樹と異なりまして、樹木の高さですとか、太さ、樹齢は指定基準にはありません。しかしながら、

景観上優れた樹木を指定するものですので、比較的存在感のある、ある程度大きさのある樹木を指定していきたいと考えております。なお、この図で示しております指定基準は抽象的なものがありますが、これ以上の具体的な詳細基準を、今回設けるということは予定しておりません。また、この指定基準に沿った形で、評点方式によって、候補樹木の絞り込みを行うことを考えておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。また、ページの一番下にありますとおり、景観重要樹木の趣旨は単体の樹木を指定するもので、樹林等を一体的に指定するというものではございません。ただし、横浜市の日本大通りのイチョウ並木のように、街路樹等において全体景観として優れているものは、通り全体の樹木をそれぞれ1本ずつ全て指定するというのも可能となっているというものでございます。

続きまして、3ページ4番の「管理について」でございます。景観重要樹木の管理基準は、平塚市景観条例に規定されておりました。景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定、その他の必要な管理を行うこと。滅失及び枯死を防ぐために、病害虫の駆除とその他の必要な措置を講ずること。景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。といったことでございます。「必要な管理」の詳細について、あるいは「定期的な点検」の方法等、具体的な管理基準につきましては、今後、要綱等で整理をしていきたいと考えておりますので、御意見をいただければと思っております。

続きまして(2)の補助金について説明いたします。「景観重要樹木の所有者は景観行政団体に対して、管理に関し必要な助言と援助を求めることができる」とこれは景観法に規定をされております。ここでいう援助とは、金銭的な援助を含むとされているために、民間所有の樹木に対しては、管理に関して必要な経費を景観行政団体として補助することが可能となっております。既に民地内の樹木を景観重要樹木に指定している茅ヶ崎市等の状況を含め、民間所有の景観樹木には補助金を支出する事が妥当であると考えてございます。また、金額につきましては、保全樹に比べ、適正管理と行為制限をより強化した制度設計であることから、現在の保全樹は、みどり公園・水辺課という別のセクションで行っていますが、その補助金と同等、もしくは $+ \alpha$ の補助金を出すことが適切であると認識しております。なお、今年度は公共施設内の樹木を指定対象としておりますので、管理に対する補助金はございませんが、来年度以降、民間所有の樹木を指定する場合には補助金の制度を設ける必要があると考えております。

それでは最後に、5番の「候補樹木」についてご説明をさせていただきます。この1番から7番までございますが、これにつきましては庁内で土地又は施設を管理しているところに推薦を募りまして、表にありますとおり、7箇所の樹木が推薦をされました。それぞれの樹木の特徴、保全樹の指定の有無、あるいは5ページには、写真を掲載しておりますので、参照していただきたいと思えます。それと、これの他に海岸沿い134号線沿いのクロマツ樹林が候補として推薦がありましたが、景観法の運用指針の中に「景観重要樹木は、樹林を一体的に指定するものではない」という規定がありますので、大変残念ですが、あのクロマツ樹林の中に代表的な、例えばシンボルツリーというものがあれば別ですが、そうではありませんので、今回の候補からは外しているという状況でございます。

続きまして、6ページの選定方法についてご説明をいたします。主に評点方式により、候補の絞り込みを行いたいと考えておりました。先ほど説明した2ページの指定基準に沿った形で、図のとおり評点項目を設定してございます。【A】【B】【C】とありまして、その下に、それぞれに応じて、【A】が4段階評価、【B】と【C】が3段階評価になってございます。まず、【A】の「道路その他公共の場所から容易に見ることができる樹木であること」、【B】の「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であること」の項目については、事務局で評点をし、【C】の「地域のシンボル性、あるいは市民の親しみ」の項目については、地域住民へのインタビュー等を中心に評点したいと考えております。その評点の結果、一定の評点に達した樹木については、庁内組織である景観推進会議、さらにこの景観審議会の御意見をお聴きさせていただいて、その後、所有者との調整ですとか、樹木の健康状態等も最終確認をいたしまして、指定・告示と進めていきたいと考えております。

最後に、評点を行う際の詳細でございますが、こちらにつきましては、8ページをご覧くださいと思います。先ほどの【A】～【C】の項目に、それぞれの指標を今回設定してみました。そのひとつひとつの指標にあてはまる毎に、1点を加点するという、加点方式を考えてございます。具体的に申しますと、まず、【A】の評点から行いまして、全部で4つの項目があります。そのうち2つ以上該当した場合には、【B】の項目へと進んでいく、というように考えております。従いまして、2点、3点、4点の場合には、続く【B】の項目に進んで、評点をする、ということでございます。1点のみの場合、1つにしか該当しない場合には【B】に進まず、候補から除外するということでございます。同様に【B】では3つの項目がございますが、特に3番の項目を必須項目として、3つのうちの2項目以上が該当した場合には、次の【C】の評点へと進んでいきたいと思っております。さらに【C】の中でも(a)と(b)それぞれありますが、地域におけるシンボルといえとか、市民に対して親しまれている、といった項目については必須項目といたしまして、3つのうちのそれぞれ2つ以上が該当する場合を、候補とすると、合格点にするというような、評価をしていきたいと思っております。各項目をすべてクリアした樹木については、指定の候補として景観推進会議と、景観審議会の意見聴取へ進めたいということでございます。なお最終的に【A】、【B】、【C】すべてで合格点を満たした樹木については、合計点を求めまして、合計点を算出する際には、【A】から【C】の項目の重要度の度合いを考慮いたしまして、【B】の項目を3倍し、【C】を2倍にするということで、そうしますと、合計が19点満点になります。19点満点で算出した合計点は、最終的に19点のうちの何点かというものを、樹木を選定するうえでの、ひとつの判断材料にしていきたいと考えております。少し細かな説明になってしまいましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、先ほどに引き続き、「景観重要樹木の指定」についてご意見がありましたら。

(委員)

途中にありました平塚海岸の砂防林に関しまして、樹木ではなくて、集団としての緑地なので、指定対象にならないというのは、それはどういう解釈から出てくるのでしょうか。樹木という、もっぱら言葉の意味から、単体としての樹木ということになるのでしょうか。今後にもかかる大きなところだと思うので。

(事務局)

並木ですと、例えば、日本大通りのように65本とか、容易に数えることが出来るのですが、海岸沿いの松を数えるというのは、非常に現実的には難しいのかなと思います。

(委員)

樹木を指定する方法というのは、所在地でやるのですか。なんとか地先からどこそまでの合計、百何本とか、そういう指定の仕方だったら出来るように思うのですが。

(事務局)

その本数を数えるという事が、かなり大変な作業です。実際に平塚土木事務所で管理していますが、どこに何本というのは、しょっちゅう立ち枯れたり、松食虫でやられたりしますので。

(委員)

一本一本管理するという、管理の対象として特定しないといけないということでしょうかね。

(会長)

そういうことなら、運用指針の中に書かれているのですね。景観法の。

(事務局)

それは、景観法の運用指針で示されています。

(委員)

運用指針にあるのですか。

(事務局)

先ほど説明がありましたように、運用指針の中に、「景観重要樹木は、樹林等の一体的な緑地を指定するものではない。」ということが明記されています。

(委員)

運用指針は、法的拘束力はありませんので、政省令にそういうふうに明記されたところはないので。

(事務局)

実態として、そのような管理がなされていない、というところが大きいのかなと思います。そこは保安林として指定されておりますので、景観重要樹木に指定しなくても、保安林として指定されておりますので。

(委員)

保安林というのは森林法上でしょ、景観ではないですよ。

(事務局)

景観ではないです。

(委員)

必ずしも景観法の観点から守ってくれるかどうかはわかりませんよね。

(事務局)

景観上ではないですが、守られるという点では担保はあるのかなと思っているのですが。

(委員)

景観上重要な樹木群みたいなものを指定する制度はないということなのではないでしょうか。

(事務局)

今の段階では、ないですね。

(委員)

面的には、緑地域とか。都市緑地保全区域とか、そういう指定はありますね。

(事務局)

そういうのは出来ると思います。それは景観重要樹木ではなくて、別法で出来ますね。

(委員)

今回の、この市が所有されているものの指定以降の、民間所有のものの指定の方針もここに書かれているような、評点方式でやっていくというご提案でしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

その場合に、候補をあげる方法というのは、今回は庁内推薦であがっていますが、それ以降の、その候補樹木というのは、どんな方法であげていくことを考えていらっしゃるのかわかれば、教えてください。

(事務局)

お隣の茅ヶ崎市でもやられたのですが、市民から、候補を募集するという事も1つの方法かなと思います。まだ、具体的にどうするかということは詰めてはいないですが、そんなことも考えたいと思っております。一方的に行政の方で、これいいじゃないですか、という押し売りではなくて、市民の方から、これっていいですよ、というような意見を、出来ればいただきたいと思えます。

(委員)

わかりました。茅ヶ崎市のときは、写真でコンクールをやって、その写真を市内の何箇所かに展示して、投票するというようなことを、やったように思います。そうすると、その間に普及、啓発のようなことがあって、制度の周知にもつながっていたように思います。やはり今回以降の物については、みんなが共有できるような、仕組みがあるといいかな、と思います。

(会長)

茅ヶ崎市は、投票した結果が、そのまま景観重要樹木になったのですか。

(委員)

いいえ、その後、景観まちづくり審議会にかかっています。

(会長)

ここまでの仕組みですと、庁内にグレーディングする仕組みがあるから、みんながいいと言っても、この仕組みに乗らなければ、アウトということになりますね。茅ヶ崎市はそういう仕組みはないわけですね。

(事務局)

ないようですね。茅ヶ崎市は。

(会長)

むしろ、あがった物はそのままですか。

(委員)

比較的、所有者の了承が取れば。

(会長)

それは、ノミネーションの仕方と、評価の仕方をうまく一致させておかないといけませんね。良いって言って上がってきたけれど、庁内で評価したら駄目でしたと言うと、趣旨からすると、なんか変な感じですよ。

(事務局)

そうですね、はい。

(委員)

関連して、よろしいですか。評点指標は、役所の中の内規ですか、それとも公にするのですか。

(事務局)

公にしていきたい、とは思います。

(委員)

気になるのは、【A】はその樹木が目立つ事ですね。【B】はその樹木に客観的な価値が認められることで、【C】はその樹木が市民とか地域にとって価値を持つこと。つまり樹木ですね、すべて、評点が。でも、景観重要樹木のそもそもの、趣旨はですね、樹木そのものを保持するというよりは、むしろ、その木がある風景を、どうやって守っていこうかという、そういうモチベーションを高める、動機を与えることだと思うのですよね。そこが一番気になったところです。樹木を守ればいいのかと。例えばですね、この5ページにある、扇の松でございますね、これは景観重要樹木で、樹木として価値があるから指定すると。だったら、もし周りが高層マンションになっても、木さえ残ればいいのですかって話になるとやはり、景観重要樹木の趣旨と、少しずれてくると思うのですね。景観重要樹木を指定することで、例えば、街並みとか、あるいは、3番の桜で言えば、眺望景観だとかというのを守る、具体的なパワーにはなりません、こういう木がある風景を大事にしていこうよ、という機運を盛り上げるための、1つのよりどころになっていく、これは、私、景観重要樹木の一番大事な点だと思うのです。ですから、その木がある風景を、この指標の中にうまく組み込んでいくべきではないかなというのが、私の意見ですね。今、具体的に、ここの部分を具体的にすればいいのか、というのは、よくわかりませんが、おそらく、【C】のところを地域のシンボル、もしくは親しまれるような風景の形成に寄与しているか、という観点に、少し書き直すのが、一番ベターというか、そういうやり方かなという気がしました。参考意見として。

(会長)

有難うございます。あと、今、公開という話がありましたが、【A】と【B】と【C】ですけど、【B】が3倍で、【C】が2倍とか、こういうのは、なかなか説明がしにくいのではないかと思います。表に対して点数化するのね。

(事務局)

はい、庁内でも議論したのですが、例えば【A】のところというのは、道路とか公共施設から容易に見える、それは点数じゃなくて当たり前じゃないの、そういうところは重視しないで、○か×でもいいのではないかなというような意見もありました。そこで、どこを重視するかというと、やはり、【B】の所とかの方が、景観重要樹木としては、より重要ではないかというような観点がありましたので、2倍、3倍というように、差をつけさせていただいたということです。

(会長)

気持ちはわかりますが、あまり数字が出てくると、じゃあ何で2倍なのかみたいな議論があると、説明しにくいですよ。むしろもう少し、ふわっと【A】【B】【C】で付けて、全体で【A】が過半数を占めたらいいとかね。それと、もう少し緩い仕組みでもいいかなと思います。もちろん見えないといけないう事は、おそらく、これ前提条件ですよ。景観だから。高い木だから、どこからも見えないというのはあり得ないような気もしますが。

(事務局)

例えば、今後、民間の場合で大きな企業の敷地の中に、いい木がある、でも、道路から、あまり見えないとかあると思います。

(会長)

公道から、まったく見えないというのは無理だけど。

(委員)

プロポーザルの評点方式みたいなのを厳密にやるのではなくて、例えば、大学なんて、優、良、可、不可で、また、多少具合悪くても卒業できるわけですよ。そんな感じの枠組の方が、いいのかなという気がします。

(会長)

まあ、各点がいくつか必要だってことがあれば、市民の方に、こういう意味で評価していると、わかるという意味では、いくつかあってもいいかもわからないけれど、もう少し、ざっくりしたもので、いいような気がします。じゃあ、16点と、15点のものに差があるのかというふうになるとね。

(事務局)

そうですね。実際に、1から7のものについて、担当が数人で、これにしたがって評価をしてみました。人によって、若干、違ったりしてしまいました。

(会長)

でも、これは趣旨としては、なるべく多く、こういう樹木が作り出す風景というのを、大事にしたい、市民の方にも理解してもらいたいというので、あまりあがってきたものを落とすという趣旨ではないですね。たくさんあると、お金がかかりすぎるかもわかりませんが。その意味で言うと、今の点数の付け方は、落とす前提のような、もう少しすくい上げるような仕組みを、そういう方法がいいのかなと思います。何かありますか。そして、この7つはここで決まるわけですか。

(事務局)

今日は評点の仕方、考え方のご意見をいただいて、次回、今年度中にもう一回、景観審議会を開きたいと思います。先ほどの素案作りも、併せましてありますので、その時には、これについて、いいかどうかというのを、決めていただきたいと思います。

(会長)

こういうものが候補になっているという状況ですね。いいでしょうか。それでは、若干改良の余地がありそうですね。

(事務局)

1点、すいません。これは今、写真で一方向の写真でしか、ご覧になれない状況ですが、次回の景観審議会の時に、ワゴン車のようなもので、回るというのはいかがでしょうか。

(会長)

いいですね。せっかくだからね。

(事務局)

それでは、そのようなことも、検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、報告事項ですね、市民病院に関して、前回の意見聴取事項の経過報告ということですが、これからは、関係の職員に入っていただきます。それでは、経過報告につきまして、事務局

から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではA3の資料をご覧いただきたいと思います。第4回平塚市景観審議会 平塚市民病院整備事業というタイトルが書いてあるもの、表で整理してあるものとホチキス止めになっている景観審議会の資料でございます。まずお手元の1枚の表になっている資料をご覧いただきたいと思います。こちらでは、第3回で皆様方からいただいた意見を整理したものでございます。それと資料の説明を簡単にさせていただきますと、ホチキス留めのもの11枚が説明資料でございますが、表紙のところ目次がありますが、前回お示した土地利用計画図があって、さらに01-1としまして「外構計画」、01-2「ロータリー周り動線計画」、02-1、02-2といたしまして「外構の断面図」、さらに3としまして、南側、公園の方からのパース。それと04~08としまして、主に論点になっておりました、西側の駐車場の方からのパース、というものを用意してございます。

それでは、「意見の要旨」をまず、ご覧いただきたいと思います。一覧表に沿ってご報告をさせていただきます。表の見方ですが、ナンバー、項目、意見要旨、検討結果、資料となっております。まず、1「外構計画、植栽計画について」について説明します。これは、「病院敷地内の外構計画と南側の公園とのビジュアル的なつながりだけでなく、病院利用者や公園利用者などに、実際に一体的に利用がされる計画とすべき」というようなご意見をいただきました。これにつきましては、資料00をご覧いただきたいと思いますが、こちらが前回お示しをさせていただきました土地利用計画図でございます。前回報告時には、ヘルシーロードですとか、あるいは緑豊かな公園との一体的な計画について方針を示して、具体的な外構計画はまだ検討の段階となってございました。その後のご意見を踏まえまして、資料01-1、その次のページにございますが、このように中庭には、ヒューマンスケールの散策路と、その中央部には、南側の公園にある池と呼応する円形の広場を整備しまして、かつ、憩えるようにパーゴラですとかベンチを配置する計画としてございます。次に、資料02-1外構の断面図1、上段の部分をご覧いただきたいと思います。公園の池から、ヘルシーロードを横断して、円形の丘にある中庭へ、一体的なオープンスペースとして整備していくというものでございます。さらに資料02-2の外構断面図2がございまして、この資料の右側南側外構図C断面というものをご覧いただきたいと思いますが、公園、ヘルシーロードから、病院への通路を確保しまして、病院利用者のみではなくて、周辺住民にも利用しやすいような計画としてございます。少し戻りますが、資料01-2をご覧いただきたいと思います。これはロータリー周辺の動線計画でございます。緑色の歩行者動線、ちょうど散策路の中に、緑色で矢印がついてございますが、この歩行者動線の通り、公園からヘルシーロードへ続く通路を延長するかたちで、敷地内に散策路を整備しております。また、その周囲に緑地や広場を配置しまして、回遊性を持たせた散策路を計画して、公園、ヘルシーロード、敷地内に連続性をもたせて、一体的で回遊性のある計画にしてございます。続きまして資料03をご覧いただきたいと思います。これは、南方向、公園の方から見ました病院の中庭を望むイメージパースになってございます。このような形、真中にありますのが、ヘルシーロードですが、このヘルシーロードの奥と手前側、公園側と一体的な利用を出来るように配慮しているというものでございます。

続きまして、先ほどの表のNO.2に移ります。「受水槽とポンプ室の配置について」でございます。これは、受水槽とポンプ室を病院の北棟の東側に駐車場がありまして、その駐車場のところに配置する案について、ご意見をいただいたものでございます。資料00をもう一度ご覧いただきたいと思います。前回の経過報告では、受水槽とポンプ室を現在と同じ配置とする案と、赤線で示す敷地北側への移動案の2つの案がありましたが、頂いたご意見を踏まえて検討した結果、小学校の門扉近くに配置することは、景観や騒音の問題があり、好ましくないと考えまして、また、北東側の駐車場は業務用で計画しておりまして、必要最低限としているため、病院機能上駐車場の縮小は難しいということで、これを資料01-1のとおり、現在と同じ位置で、ポンプ室と受水槽を一体型にしまして、受水槽とポンプ室の面積を縮小したコンパクトな計画とした、ということでございます。

さらに、その周囲に生垣や植栽を施すことによって、周囲の景観に配慮した計画としているというものでございます。

続きまして、意見の整理表の NO. 3の「駐車場について」でございます。ここでは駐車場の景観の向上についてのご意見をいただきました。資料01 - 1をご覧くださいと思いますが、新棟西側の駐車場から新棟西側への出入口へと続く通路沿いの一部に、低木ですとか草花の配置、さらに道路境界線沿いの一部には植栽帯や生垣を施す等の植栽を行う計画としております。メインエントランスの前には、それを中心に植栽を施して、この西側の駐車場から入るエントランスから見える駐車場の印象を植栽によって和らげることを考えております。また、新棟沿いの道路の植栽と一体的な計画としまして、病院利用者や歩行者の利用空間の向上も図ってまいりたいというものでございます。資料04、05、07、08では、パースを示しておりますが、これは駐車場のレベルからそれぞれ見える、見え方のパースとなっております。資料06については、3階病室から西側駐車場を望むイメージパースとなっております。

続きまして、意見整理表の NO. 4の「駐輪場について」でございます。緑のある庭に配置される駐輪場のデザインについてご意見をいただきました。申し訳ございませんが、また資料の00を見ていただけますでしょうか。前回の報告時は、この通り、中庭の植栽部分の北側に駐輪場が配置をされておりました。これを資料01 - 1のように、駐輪場の位置をバスのロータリー、車のロータリーの北側に移しました。身障者の駐車場等をまとめまして、広場・緑地帯エリアと交通手段エリアとの区分を明確にしたというものでございます。また、駐輪場の台数を減らすことによって、北側の渡り廊下との間に植栽を施して、併せて駐輪場周囲にも植栽を施すことで、北棟や散策路を利用する人から見える緑を増やして、憩いの空間として調和を図る計画としてございます。先ほどもありましたが、資料03のパースのところでも、駐輪場が若干見えますが、バスロータリーの奥に駐輪場が見えるようなイメージでございます。

以上が、前回ご意見をいただいた内容につきまして担当課で議論をして、検討し、修正等をした点でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。これに関して、意見、コメントがあれば、だいぶ良くなりましたね、前から見るとね。何かありましたら。

(委員)

全体の方向性に異論はないのですが、交通広場の部分に、まだまだ、合理化の余地があるようにお見受けしました。合理化というのは、もっと、車の部分の面積を縮めて、まだ、病院の目の前の歩道としては、狭く見られますので、例えば車椅子同士がすれちがうのに十分な広さがあるかということです。例えばバス停の横とか、ここに、バスがこういう向きで停まっておりますが、正直言って、何でこっち側に持ってきて、ここにこう停まるようにしないのかなと思う訳です。そうすれば、こういう感じですね。そうすればこの道は、そのままスーッと広場までつながってきますし、バス停の位置を変えずに、歩行空間が広く取れる。おそらくはもっと、ぎりぎりの設計をしていけば、車道部分をぐっと縮めて、歩行者用の広場、空間をもう少し広げることが可能だと思います。断面を見ると、1.5mとか2.5mとか、まだまだ狭い歩道ですので、これを広げるために、交通の方をいじめるという検討されるといいかなと思います。バスの運転手さん、タクシーの運転手さんはプロなので、それよりは、やはり病人の方とか、それをお見舞いに来る方の、その利便性を出来るだけ優先していただくような空間計画に、よりブラッシュアップさせていただけるといいな、というように思います。

(会長)

ありがとうございます。そうですね、歩道はもう少し広い方が確かにいいですね。他に何か。質問ですが、オープンスペースの所、これは樹木が植わっていますが、中に入れるようなイメージです

か、それともこの通路だけを沿路みたいな形に通って、後は入れないスペースですか。

(改築推進室)

はい、ここにある沿路を通していただくのが、基本だと思います。緑地の部分は、緑量を必要としておりますので、沿路のように自由に歩けるという空間ではありません。木をかなり植える関係がありまして、難しいかもしれませんが、必ずしも沿路でないといけないという考えに立ってはおりません。なるべく入れればとは思っております。ただ、今、申し上げましたとおり、かなり緑量を必要としておりますので、自由に行けると言うのは少し難しいかも知れませんが、踏み込みは可能という感じです。

(会長)

あまり柵で誘導されているというよりは、少しは入れるけれど、なかなか入って行けるような形ではないということですね。

(改築推進室)

なるべく、開放感を持った空間にしたいとは思っております。

(委員)

2mくらいの沿路をぐるぐる回るような空間の作りだと、よっぽど庭みたいに魅力的でないと散歩したくないのですよ。おそらくは管理とか、すごく大変で、できるだけやりたくないというのが本音ですよね。ですから、むしろ入院患者さんとか、もしくはお医者さん看護師さんでもいいですけど、例えば道端に花を植えていただくとか、病院の利用者が何か管理にかかわっていくとか、利用にかかわるような使い方、もしくはプログラムを少し考えていただくのもいいかなという気はします。何でもかんでも行政の方で全てコントロールする、管理すると考えずに、その辺は病院の方と少し考えて、相談されてみてはどうでしょうか。土をいじったり、草をいじったりするのは、すごく病人の方にとって、メンタルケアにすごく良いらしいですよ。そんなこともありますので、あくまでご参考までということですよ。

(会長)

ここは、上のほうの病室から見えますか。見えますよね。

(改築推進室)

見えますね、はい。

(会長)

東大病院で聞いていると、見えるところにある緑は非常にやっぱり大事にするみたいな、そこしか見えませんか、そこに花があつたりすると非常に喜ぶという事が、あるみたいですね。だから見えるところに自主管理的なスペースがあり、花壇的なものがあるというのもいいかもしれませんね。他にどうでしょうか。

(委員)

少し細かい所ですが、西側の駐車場の緑地が少し少ないような感じがするのですが、特にパースを見ると06のパース、08のパースには、かなり奥側にも、道路沿いに緑地が入るようなイメージで描かれているのですが、平面図01-1で見ますと、こういう緑地帯が見えません。食い違いがあるのでというのと、西側駐車場の緑地について、もっと工夫が出来ないのかという話ですが、どうでしょう。

(会長)

どうですか。

(改築推進室)

病室からのパースの方向でやりたいと思っております。なるべく駐車場の方もいわゆる生垣状のような緑を、平面では止まっていますが、出来る範囲で、植え付けていきたいと思っております。駐車の台数の関係もあることはあるのですが、極力、病院側の緑と駐車場側の緑のバランスは考えているところです。

(委員)

平面図を見ても、もっとスペースありそうですけどね。

(会長)

道路沿いの所ですよ。

(委員)

工夫していただければと思います。

(事務局)

あと、樹種にもよりますが、あまり、張るようなものは駄目だと思いますので、少し細長いものとか、工夫する必要があるかと思います。

(会長)

他にいかがでしょうか。一番大きなのはロータリーをもう少し、工夫してほしいという感じですね。後はデザイン的に。それ以外、細かい事が、緑関係で出ましたけれど、全体の配置などは前の議論から、ずいぶん改善されていて良くなっているようで、意見がないということは、こういう方向で良いということではないかと思えます。

(委員)

一番気になりますのは、入院している患者さんとか、それと看護師さんとか、お見舞いに来た方とか、ちょっと天気の良い日に集まって、バスを待ちながら会話するとか、話をする。そういうちょっとした広場がないのが気になりますね。全部細い道と緑からだけ成っていて、ちょっとした工夫で、そういうスペースは簡単に作り出せると思いますので、検討いただこうかなと。

(会長)

逆に言うと、オープンスペースの側を、アクティビティーがあるようなところによって、誰も歩かない散策路にならにように、ということですね。もう少しオープンな、せっかく円形広場がある訳だから、その円形広場が、もう少し広場側からアクセスが良くなって、全体にこの辺、天気が良い時にたまれて、たまった姿がロータリー側からも見えるというね、というくらいの所になると良いということですね。

(委員)

今のプランでは、達上円形広場の奥にある、ベンチ、パーゴラがおそらくほとんど見えないので、荒れ果てていく姿が、脳に浮かんでくるわけです。そうならないように是非。

(会長)

それをもう少し表側から見せるということですよ。出来れば表側の歩道空間から、連続的に円

形広場に入れる、そういうようなデザインの方が良いのではないかと。その通り沿いに、何かもう少し、花壇的なことをやれるとかアクティビティーを。その意味では、病院の関係者の方のそういう意味でのアクティビティーのイメージを、もう少し膨らませるとか。それと、バスバースの扱い、なるべく、歩道を広く、形ももう少し工夫しなくてはならないかなと、そんな感じで良いですかね。

(委員)

保育所棟の位置は、こういう位置で良いのでしょうかね。これ裏で、もちろんサービスの使われ方なので、いいのだらうと思うのですが、子供が園庭で遊んでいる姿とかは、結構ほほえましいもので、何かこう景色の中に、そういうのがあると活気がでるのではないかなと、思うのですが。看護師さんとか、お医者様のお子さんを預かる所なので、時間も不規則だったりするので、こういう位置なのかなと、日当たりも悪くないですし、そう思うのですが、なんとなく気になって、後悔しないように一言だけ言いました。

(会長)

この場所が最終的に何か追いやられているような感じが、これだけ見るとするということですよ。

(委員)

はい。

(会長)

裏側で、周りを職員駐車場に囲まれていて。

(委員)

駐車場だし、安全上もなにか、大丈夫なのかなという心配があったりもして。

(改築推進室)

保育所の位置ですが、既存の施設を利用しながらの建替計画というのが進んでいますので、現在は左上の新棟のすぐ上にあいているようになっている、そこにあります。そのような関係で、北棟は既存で残します。新棟はこの位置で、このボリュームが必要ですよということ。ロータリーがあり、それから、保育所のすぐ左側に駐車場、業務用がありますが、現在、看護師宿舎が建っています。それが建替事業の時に仮設的に事務所に使用し、活用しながら最終的に壊してしましますが、言葉的に追いやったということになるかもしれませんが、どうしてもこのスペースしか空かなかったという現実がございまして、この位置につきましては、是非ご理解いただきたいということでございます。

(委員)

わかりました。

(事務局)

保育所棟の北隣には小学校の校庭も隣接しているというのも、若干あるのかも知れないです。

(会長)

この保育所はどこから入るのですか。この出入口は北ですが、敷地には、保育所の目の前から入るのですか。この小学校に行く道路から入っていくのですか。

(改築推進室)

こちらの01の図の保育所の北西角の出入口の三角矢印が書いてある、こちらが保育所へのメインになります。

(会長)

敷地へは、保育所のところの道路からは、どこから入るのですか。

(委員)

31号の裏側の方から入ってくるのではないですか。

(改築推進室)

看護師さんのための保育所なものですから、保育所の正門というのは、考えてはいないです。

(会長)

どこから、裏から入るのですか。実際上は、北側の駐車場のところからですか。

(改築推進室)

敷地の北側に市道南原31号線がありますが、その北側に職員駐車場があります。保育所を使う方々は、この駐車場に一回とめて、そこから徒歩で31号線沿いを通って敷地に入って来ます。

(会長)

北側の駐車場の入口ですね。

(改築推進室)

職員の駐車場から入ってくることになっています。

(委員)

この保育所棟自体の設計も、もう進んでいますか。

(改築推進室)

はい、アウトラインはだいたい出来ています。

(委員)

この園庭の位置とか、つまりこれは位置の問題もありますが、その看護師宿舎とセットであるということであれば、多分建築としてのプランニングで、ある程度は対応できる問題という気がします。この黄色は歩道ですよ、目の前のこれは車が事実上ほとんど通らないですよ。やはり園庭は建物に囲まれた中庭みたいなもので道と繋がっていた方がいいだろうとか、例えばですけどね。もし、まだ基本設計で多少修正の余地があるのであれば、もう少しこの保育所と看護師宿舎と道との関係をうまく解いたような格好にしていただければ、いかにも隙間に追いやられたかのような感じは、設計力によって解消できる問題のような気がします。

(会長)

駐車場のレイアウトとか、少し変えるだけで、ずいぶん保育所の環境が良くなるような、できそうですけどね。

(委員)

あまり、きつい事を言うと申し訳ないですが、設計の問題ではないか、という気がします。

(会長)

せっかく北側の端のポンプ室も動かしてもらったのに、かなりスペースありますからね。そのスベ

ースの中でこれをどうやって解決していくか、もう少しうまくいけるような気がしますね、確かにね。はい、他いかがでしょう。よろしいでしょうか。ロータリーの話とその横のオープンスペースと西側の駐車場の方の緑と、それから保育所のレイアウトと、もう少し改善の余地があると、全体としては、まあ良いということではよろしいでしょうか。

(事務局)

今、いただいた件につきましては、担当課で、今後詳細設計をしていきますので、その中でご検討させていただきたいと思います。

(会長)

ではこれで全部、その他ありますか。

(委員)

最後に、最初の議題に戻ってしまうのですが、屋外広告物に関してのところですが、いろいろ話を聞いていて、細かいルールとか、ずいぶん厳しくチェックしていこうと言う話がいっぱい出ました。けれど、色々な地域の色彩ガイドラインがどのように運用されているのか、という現実を屋外広告物について見てみますと、あまり厳しいと、守られてないケースがとても多いです。申請もしないで、無視してしまうケースというのが、非常に多いです。細かいルールで罰金とかと言うと、反感を買うだけなので、もっと例えば、こういうようにサインをしていこうよ、という啓蒙活動とかが、まず、必要なかなと思います。例えば、こういうデザインがいいよね、とか表彰制度を設けてあげるとか、まず悪いことを指摘するよりも、良いものがこういうふうなものですよ、こういうようにやっている人たちが、これが見本だよ、というのを、まず教えてあげることが必要なかなと思います。

(会長)

今回のを見ると、いかにもなにか姿勢が前面に出る感じですよ。

(委員)

そうですね、そうすると、もう逃げてしまう。申請の書類も同じですね、建築物の方でも、もう面倒くさくて書かない、という声を、よく聞きます。だから申請しない、無視してしまえ、そうすると、その人達が書かないものを、看板屋さんが、さらに書けない。だから、申請しやすいフォーマットとか、その敷居を低くしてあげる事が、まずは守ってもらう事の第一歩かなと思います。いろいろな地域の、建築物のルールが守られていない状況を見ると、厳しくするよりも先にまず、啓蒙活動や申請書の書き方の講習会とか、そのようなところが必要なかなと少し思います。

(会長)

もう少し、元気が出るような、誘導できるような指導をお願いします。

(事務局)

はい。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは本日は閉会します。

[審議会閉会 午後0時10分]

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

平塚市景観審議会

会長 _____ 印

委員 _____ 印